

がん保障特約付住宅ローン [保証会社なし・中日本総合信用(株)]

がん診断保険金特約・リビング・ニーズ特約付き団体信用生命保険

死亡・高度障害・余命6ヶ月以内と判断された時に加えて

がんと診断されたら 住宅ローン残高が

0

がんが
治った後も
ローン残高は
0円のまま
です

円に なります。



Littlelovin
© 2022 SANFIO CO., LTD.
APPROVAL NO. L621961

※金利と保証内容の変更
がある場合がございます。

保険金のお支払い について

被保険者が責任開始日以後、保険期間中に悪性新生物(がん※1)に初めて罹患し、医師により悪性新生物と診断確定(※2)されたとき、がん診断保険金が支払われます。ただし、責任開始日前あるいは責任開始日からその日を含めて90日以内にがん診断確定された場合にはがん診断保険金は支払われません。(90日以内に診断確定されたがんの90日経過後の再発・転移等と認められる場合もがん診断保険金は支払われません。責任開始日から90日以内にがん診断確定された場合で、90日経過後、新たに別のがんに罹患し、がん診断確定された場合にはがん診断保険金が支払われます。)

保険金が 支払われない 場合について

次のいずれかに該当した場合、保険金のお支払いができません。

1. 告知義務違反によるこの特約の解除(※3)

被保険者が、責任開始日前までに悪性新生物(がん)と診断確定されていたときは、その被保険者がその事実を「知っていた」「知らなかった」にかかわらず、この特約は無効となります。

2. 責任開始日からその日を含めて90日以内にがん診断されたとき

3. 皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がんの場合

4. 上皮内がんの場合

上皮内がんとは、がん細胞の増殖が、その発生母体である上皮の基底膜まで(※4)に止まり、上皮の基底膜を越えて周囲の組織に広がっていない状態で、かつ、浸潤していない状態をいいます。ただし、大腸においては、上皮の基底膜を越えてはいるものの、粘膜筋板までに止まり、粘膜下層にまで広がっていない状態で、かつ浸潤していない状態をいいます。

※1: 対象となる悪性新生物(がん)の定義については被保険者のしおりをご確認ください。※2: がんの診断確定は、病理組織学的所見(生検)、細胞学的所見、理学的所見(X線、内視鏡等)、臨床学的所見および手術初見の全部またはいずれかにより医師によってなされることを要します。※3: 主契約が解除となった場合には、同時に付加された特約も解除となります。また、特約が解除となった場合、正しく告知がされていなかったことにより主契約も解除となる場合もあります。※4: 上皮の基底膜とは、体の上面を覆っている皮膚、子宮、胃などの諸臓器内側を覆っている上皮細胞とそれ以下の組織をわける構造をいいます。

ご加入にあたっては、お客さまの健康状態について所定の書面により告知いただけます。告知の内容により、保険会社にご加入をお断りする場合があります。

住宅ローンのお申し込みの際には、当行所定の審査をさせていただきます。審査結果によっては、ご要望に添えない場合があります。

窓口にご商品概要説明書をご用意しています。

詳しい保障内容や保険金・診断給付金によるご返済が受けられない場合(免責事項)などお客さまの不利益となる事項の説明については、お申込み時にお渡しする「被保険者のしおり(契約概要・注意喚起情報)」で必ずご確認ください。またご利用いただく保険は、三井住友海上あいお生命保険株式会社の引受となりますので、ご不明な点は下記に掲載の保険会社へお問い合わせください。

お申し込みに関するご質問・ご相談はこちら

愛知銀行 ☎ 0120-605-108

受付時間 / 月～金、9:00～17:00(土日祝、銀行の休業日は除きます)

保障内容・告知などについてご不明な点、苦情・相談については以下へご連絡ください。

三井住友海上あいお生命保険株式会社 ☎ 0120-101-976

団体保険業務グループ 受付時間 / 月～金、9:00～17:00(祝日・年末年始は除きます)

2022年2月1日現在